

《参考条文》

労働安全衛生法（昭和 47 年 法律第 57 号）（抄）

第 53 条第 1 項

厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は 6 月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

二 第 47 条から第 49 条まで、第 50 条第 1 項若しくは第 4 項又は第 103 条第 2 項の規定に違反したとき。

第 61 条

事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

第 77 条第 3 項

第 46 条第 2 項及び第 4 項の規定は第 1 項の登録について、第 47 条の 2 から第 49 条まで、第 50 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 52 条、第 52 条の 2、第 53 条第 1 項（第 4 号を除く。以下この項において同じ。）並びに第 53 条の 2 の規定は第 1 項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者（以下「登録教習機関」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第 53 条第 1 項	厚生労働大臣	都道府県労働局長
	製造時等検査	第 14 条若しくは第 61 条第 1 項の技能講習若しくは第 75 条第 3 項の教習
第 53 条第 1 項第 2 号	第 47 条から第 49 条まで、第 50 条第 2 項若しくは第 4 項	第 47 条の 2 から第 49 条まで、第 50 条第 1 項若しくは第 4 項、第 77 条第 6 項若しくは第 7 項

## 第 77 条第 7 項

登録教習機関は、公正に、かつ、第 75 条第 5 項又は前条第 3 項の規定に従つて技能講習又は教習を行わなければならない。

## 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年 政令第 318 号）（抄）

### 第 20 条

法第 61 条第 1 項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

十 可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の業務

## ガス溶接技能講習規程（昭和 47 年 労働省告示第 110 号）（抄）

### 第 2 条

ガス溶接技能講習の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行なうものとする。

講習科目	範囲	講習時間
ガス溶接等の業務のために使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素の容器、導管、吹管、圧力調整器、安全装置、圧力計等の構造及び取扱いの方法	4 時間
ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識	ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素の性状及び危険性	3 時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）及び労働安全衛生規則中の関係条項	1 時間

2 ガス溶接技能講習の実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行なうものとする。

講習科目	範囲	講習時間
ガス溶接等の業務のために使用する設備の取扱い	ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素の容器、導管、吹管、圧力調整器、安全装置、圧力計等の取扱い	5 時間